# 景観いわき 第10号

~条例施行20周年特大号~

令和4年3月発行



「景観いわき」は、市民のみなさんにまちの景観づくりについて知っていただくため、 また、考えていただくことを目的に発行しています。

今回は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」が平成13年度に施行され、令和3年度で20年が経過したことから、これまでの取り組みについてご紹介します。

# 条例案の策定経過

景観形成は、行政の取り組みだけで推進できるものではなく、市民の理解と協力により達成すべきものであり、その基本的考え方を整理するにあたっては、市民有識者を中心に構成する「いわき市の景観を考える懇談会」を設置し、具体的な検討を進めました。 平成 12 年3月にはこれまでの検討内容をまとめ「いわき市の景観形成に関する提

「いわき市の景観を守り育て創造する条例」は、この提言書の内容を十分に踏まえ、 制定された、市民提案型の条例といえます。

#### 懇談会の検討経過

### いわき市の景観の現状と課題

言書」として提出を受けました。

(委員から意見の抽出)

いわき市全体の良い・悪い景観箇所の把握 (景観イメージアップ)



### 景観タイプ別での課題整理

目に見える景観の課題

- ・山間部・海岸部での課題
- 市街地部での課題



#### 課題ごとの方策、解決手法やアイデア

- ・より具体的な課題を抽出し整理する
- ・行政・市民にその解決手法やアイデアを提言 する。
- ■市街地中心部の課題
- ・にぎわいに欠ける中心市街地
- ・まちの玄関口等の重要な場所の魅力のなさ
- ・目立つことだけを目的とした派手な広告物

### ■市街地周辺部の課題

- ・無機質な産業地景観
- ・地域性の感じられない市街地周辺の住宅地
- ・手入れが行き届かない公共空間

#### ■自然地域の課題

- ・自然を侵食する人工物、無秩序なスプロール
- ・なつかしい農村風景の荒廃
- ・周辺への配慮、協調性の感じられない自己表 現(様式の混在)



手法やアイデアを反映したいわき市の景観形成施 策のまとめ(課題→手法・アイデア→行政施策と いったつながりや対応関係をまとめる)

いわき市の景観形成の方向性



いわき市の景観形成に関する提言書















# いわき市の景観を守り育て創造する条例

いわき市では、平成 13 年度から「いわき市の景観を守り育て創造する条例」を運用しています。

良好な自然景観を守り、文化的な景観を育て、美しく魅力のある景観を創造し、潤いと安らぎのある豊かな生活環境の確保に寄与することを目的として制定されたものであり、この条例は、地方分権が推進されるなか、地域の中核都市として、50年、100年先を見据えた風格ある街並みを形成していくための有効な手段です。

条例は、大きく「市の景観形成施策」と、市民のみなさんの「自主的な景観形成活動」に区分されます。また、それらを進めるための基本的方針や留意事項などを定めるものが、「景観形成基本計画」であり、この基本計画に基づき、様々な取り組みを行っていくこととなります。

景観

形

戍

某

市の景観形成施策

- ○届出制度による景観形成
- ・大規模行為の届出、指導・助言
- ・景観形成重点地区の指定、届出、指導・助言
- ○公共事業による景観形成

自主的景観形成活動

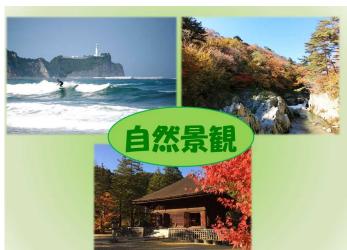
○景観まちづくり市民団体の認定

• 市民の自主的な景観形成活動を促進するため、当該団体の活動が、その活動区域の景観形成に有効である場合などに、景観まちづくり市民団体として認定し、必要に応じて助成等を行い

ます。

本計

画





# 大規模行為の屆出制度

大規模行為の届出制度は、市と行為者との協議により、周辺の景観と調和した良好な景観形成を図るという景観形成手法です。

大規模な建築物や工作物等は、周辺の景観形成に大きな影響を与えることとなります。市内全域での一定規模以上の建築物等の新築や改築、または外観の模様替え等に際しては、「大規模行為景観形成基準」を踏まえ、事前の協議や届出をしていただき、基準に基づいた指導・助言を行っております。

また、大規模行為のうち、規模が大きく景観への影響が顕著であると予測される ものは、大規模特定行為として、当該行為の当初計画時から事前協議を行っていた だきます。

## 【届出対象規模一覧表の例】

	届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模	
建筑	5.H/m	高さ 13m超又は建築面積 1,000 ㎡超	高さ31m超 又は	
建築物		同で「3111旭文は建業面積「,000111旭	延べ面積 15,000 ㎡超	
	擁壁、垣、さく、塀類	高さ5m超		
エ	鉄柱、電波塔、風車類 等	高さ 13m超		
作	電線路等の支持物	高さ 20m超	高さ31m超	
物	広告塔、広告板類	高さ13m超又は表示面積合計15㎡超		
	高架水槽、立体駐車場 等	高さ 13m超又は築造面積 1,000 ㎡超		

- ※上記の新築、改築、増築、移転、外観の模様替え、色彩の変更を行う際に適用となります。
- ※上記のほか、「土地の区画形質の変更」、「鉱物の掘採又は土石類の採取」等、届出対象となる行為もあるので詳細は市HPを参照ください。

### 【市景観条例に基づく大規模行為届出実績(過去5年)】

年 度		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元	R 2
	建築物	23 件	19件	15件	22件	16件
届出件数	工作物等	89件	84件	90件	106件	8 2 件
	計	112件	103件	105件	128件	98件





# 景観形成重点地区の指定

景観形成重点地区の指定とは、地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、新たに景観形成を誘導すべき場所等、重点的に景観形成を図る必要のある場所を指定することをいい、地元の方々が中心となって必要なルール(「地区景観基本計画」及び「地区景観形成基準」)を定め、そのルールに基づきながら個性豊かなまちづくりを進めていくものです。

景観形成重点地区においては一定規模未満を除き、建築物等の新築や改築または外観の模様替え等を行う場合には、事前に相談をいただき、景観形成重点地区行為届出等の提出をしていただいています。重点的に景観形成を図る必要がある地区を指定し、「地区景観基本計画」や「地区景観形成基準」を定め、区域内における建築物の新築等の行為に届出制度を設け、その内容が「地区景観形成基準」に適合するか審査するとともに、必要に応じて助言・指導を行いながら、個性豊かなまちづくりを進めています。

# 【市景観条例に基づく景観形成重点地区行為届出実績(過去5年)】

年 度		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R元	R 2
	建築物	7件	6件	2件	4件	2件
届出件数	工作物等	0件	1件	1件	0件	4件
	計	7件	7件	3件	4件	6件

景観形成重点地区の名称	指定日	
月見町新川町通り景観形成重点地区	平成 15 年 8 月	
小名浜地区景観形成重点地区※	平成29年12月	
久之浜はまかぜロード景観形成重点地区	平成 28 年 3 月	

※小名浜花畑地区景観形成重点地区(平成19年9月指定)から名称及び区域変更。







